

平成29年度重点事業

資料編

学びと地域活動を支援するプロジェクト

地域寺子屋事業



実施状況

【中学生への学習支援事業】

- 実施会場 7会場（地域活動室・公民館）
- 実施日 週2回（月・木曜の放課後）1月末までに52回実施
- 参加生徒数 一日平均72.1人（7会場の合計人数）
- 参加生徒の自己評価（5段階評価）

	<1学期>	<2学期>
○目的意識を持って参加できたか	4.2	4.1
○集中して取り組めたか	4.3	4.5
○自分の力が伸ばせたか	4.1	4.2
- 課題
 - ・ 指導者、地域サポーター、大学生サポーターの恒常的な確保
 - ・ 各学校の終業時刻の変更に合わせた公民館施設の利用
 - ・ 生徒個々への対応に係る指導者と各学校との連携

H29年度の実施に向けて

【中学生への学習支援事業】

- ◎ 市内全地域の中学生をカバーできるよう、段階的に実施会場を拡充して、最終的には全中学校区での実施を目指す。
- ◎ 関係大学との連携により、大学生サポーターを確保し、生徒の学習支援の一層の充実を図る。
- ◎ 学校との連携を強化し、学校と地域をつなぐ役割も果たす。

地域の自然・文化を生かした教育

赤城山ろく里山学校

- ◎ 赤城山麓の自然や土地の特性などを生かした体験活動
- ◎ ふるさとのよさに気づき、ふるさとを愛する心の育成
- ◎ 地域の幼児、小学生による異年齢交流、地域の人との交流

実施状況

【大胡地区】

人と地を活用した体験活動

- 7月23日 須藤農場
大胡地区3小学校 親子45人
とうもろこし収穫、火おこし体験
- H29.1.22 滝窪小で星空観察会実施

【協力団体】 大胡地区学校支援連絡会
父親クラブ、PTA

【主管課】

生涯学習課
大胡公民館



【宮城地区】

阿久沢家住宅を利用した体験活動

- 8月20日～21日 宮城小児童14人
宿泊（昔の生活）体験、野外炊飯
自然体験、夜の里山体験
- 11月19日 宮城小児童30人
いもほり、縄ない体験

【協力団体】

地域づくり交流会
青少年交流の家

【主管課】

文化財保護課



【粕川地区】

粕川冒険遊び場での体験活動

- 7月28日 粕川冒険遊び場
月田小・粕川小・桃井小児童39人
ネイチャーゲーム、ピザ作り
冒険遊び場アドベンチャー

【協力団体】 地域づくり協議会、婦人会
木の実幼稚園、子ども会
食改推

【主管課】

青少年課
児童文化センター



【富士見地区】

ふれあいキャンプでの体験活動

- 8月6日～7日 赤城少年自然の家
富士見地区4小学校 児童45人
カッター、灯ろう流し、野外炊事
- 11月25日～27日
国立赤城青少年交流の家
富士見地区4小学校80人
登山、野外炊事、収穫、そば打ち

【協力団体】 4校 PTA、富士見奨連、VYS
健全育成会、青少推、商工会

【主管課】 生涯学習課・富士見公民館

H29年度の実施に向けて

赤城山ろく4地区においては、本年度の実績をもとに、より子どもたちが参加しやすい内容で企画・実施する。また、市内の他地区においても、地域の自然や文化とのふれあいをテーマに、地域人材を活用した体験活動として、公民館等での実施を検討していく。

まえばしスクール サポート事業

教員が子どもと向き合う時間を確保し、質の高い授業や個に応じた指導ができるよう、市教委として支援します。

きめ細かな指導の充実

1	小5・小6の35人学級編制	小5における実質的な35人学級、小6の単学級における35人学級編制を推進します。
2	前橋マイタウン・ティーチャー	少人数指導やチームティーチングにより、きめ細かな指導を充実します。

教員が子どもと向き合う時間の確保

3	前橋小学校教科指導講師	週16時間、単独で授業の指導を行うことができる指導講師を配置し、教員の空き時間を確保します。
4	前橋校務補助員	プリントの印刷や印刷物の配布、各種書類のチェック等を担うことにより、教員の空き時間を確保します。

個に応じた指導の充実

5	学習サポーター	通常の学級に在籍する発達障害のある児童生徒等のサポートを行います。
---	---------	-----------------------------------

特別支援教育の充実

6	特別支援学級介助員	特別支援学級に在籍する児童生徒の学習支援及び介助を行います。
7	ほっとルーム・ティーチャー	発達障害等のある児童に対する個別指導やチームティーチングを行います。

外国人児童生徒の支援

8	日本語指導員	海外帰国者や海外からの就労者等の児童生徒が在籍する学校へ巡回訪問し、日本語指導を行います。
---	--------	---

不登校の対応のために

9	スクール・アシスタント	不登校傾向の児童生徒に対して、児童生徒に寄り添った見守りや支援を行います。
10	オープン・ドア・サポーター	中学校における不登校傾向生徒や保護者、ひきこもり傾向の卒業生に対して支援を行います。
11	スクール・ソーシャル・ワーカー	生徒指導上の諸問題の解決に向けて、関係機関と連携しながら学校を支援します。
12	適応指導教室職員	適応指導教室において、不登校傾向の児童生徒に対する支援を行います。

質の高い授業のために

13	拠点校英語推進員	小学校における英語の教科化に向けて、担任の支援や環境整備を行います。
14	外国語指導助手(ALT)	児童生徒の英語力やコミュニケーション能力の向上に向けて、担任や英語教師を支援します。

ICT を活用した教育の推進

自らの興味・関心に応じて情報を収集・整理したり、互いの考えを伝えながら学び合ったりすることをおして、児童生徒が思わず身乗り出し、主体的に知識や考えを深められる授業の実現に向けて、ICT を活用した教育を推進する。

1 平成 28 年度の実績

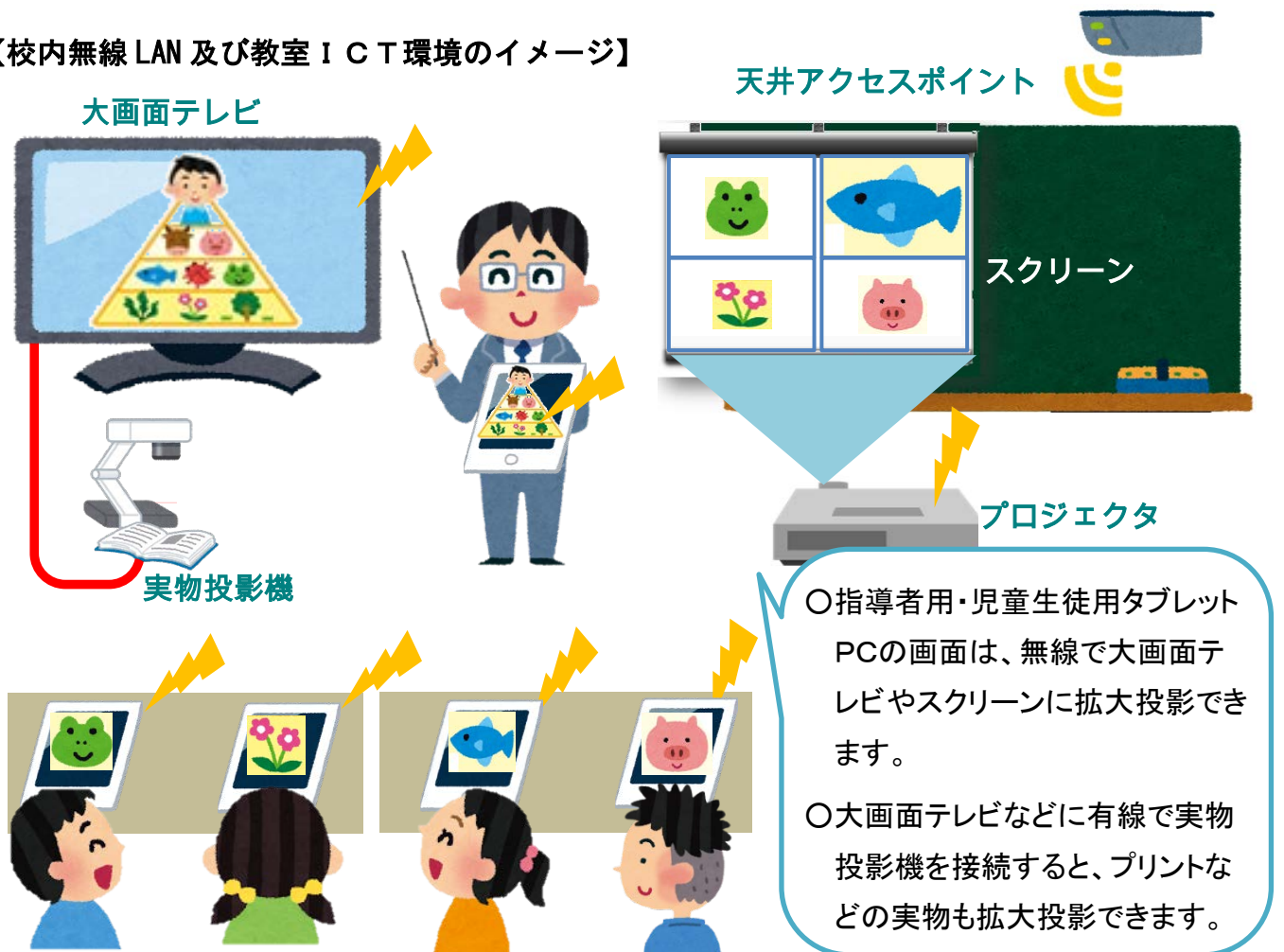
(1) 校内 LAN の無線化

各学校の校内 LAN を拡張し、校内の大部分で無線 LAN が利用できるようにしたことにより、様々な教科等の授業でタブレット PC をはじめとする ICT を効果的に活用できるようになった。

(2) 教室の ICT 環境の充実

指導者用タブレット PC 及びデジタル教科書、実物投影機、大画面テレビ等が全ての普通教室で利用できるよう整備したことにより、視覚的に分かりやすい授業を展開できるようになった。

【校内無線 LAN 及び教室 ICT 環境のイメージ】



2 平成 29 年度の実績

(1) ICT を効果的に活用した授業の推進

教職員が ICT のよさを実感し、教育効果を高める道具として自然に授業に取り入れられるよう支援していく。

(2) 安心・安全な ICT 活用のためのセキュリティ確保

MENET への不正侵入や情報漏洩が絶対に起こらないよう、万全のセキュリティ対策を実施し、教職員及び児童生徒が安心して ICT を活用できるようにする。



英語教育の充実

～拠点校英語推進員・外国語指導助手（ALT）の活用～

平成30年度から先行実施する次期学習指導要領では、小学校3・4年生での外国語活動を1時間導入し（早期化）、小学校5・6年生での教科英語を2時間実施（教科化）します。そのうちの1時間分を15分×3回の（モジュール）として取り入れていくことも検討しています。

外国語活動
3・4年生
週1

教科英語
5・6年生
週1

モジュール学習
週1（15分×3回）

担任による指導の充実

コミュニケーションそのものを目的とする外国語活動や英語の授業では、単に外国語が堪能なだけでなく、学級の人間関係や児童の発達段階、さらには小学校教育について深い理解をしている担任による指導が効果的であると考えます。

拠点校英語推進員の導入

担任が主導的に外国語活動の授業を推進できるようになることを目的とし、10名の拠点校英語推進員を配置し、担任の授業支援にあたっている。

ALTの活用

24名のALTを採用し、全ての中学校に配置するとともに、週に1回、小学校を訪問し、児童生徒が生徒の英語に触れる機会となっている。

～英語教育の充実を通して～

- 児童が英語を使って積極的にコミュニケーションを図れるようになります。
- 相手意識を大切にしたいコミュニケーションができるようになります。
- 外国の文字や文化への理解を深め、国際的な視野にたって考えることができます。

前橋市の特別支援教育

特別支援教育の情報発信や指導・助言のほか、教育支援委員会の運営や巡回相談の実施等を通して、本市の特別支援教育体制の充実を目指すとともに、プラザ相談室と学校や他の相談機関との連携により教育相談の体制の充実を図る。

理解啓発

- ・講演会の開催
- ・情報提供
学校・保護者及び市民への理解啓発

教職員研修

- ・研修会の開催
- ・計画訪問等
校内支援体制整備や、教育課程・指導方法等に関する指導助言

教育支援委員会の運営

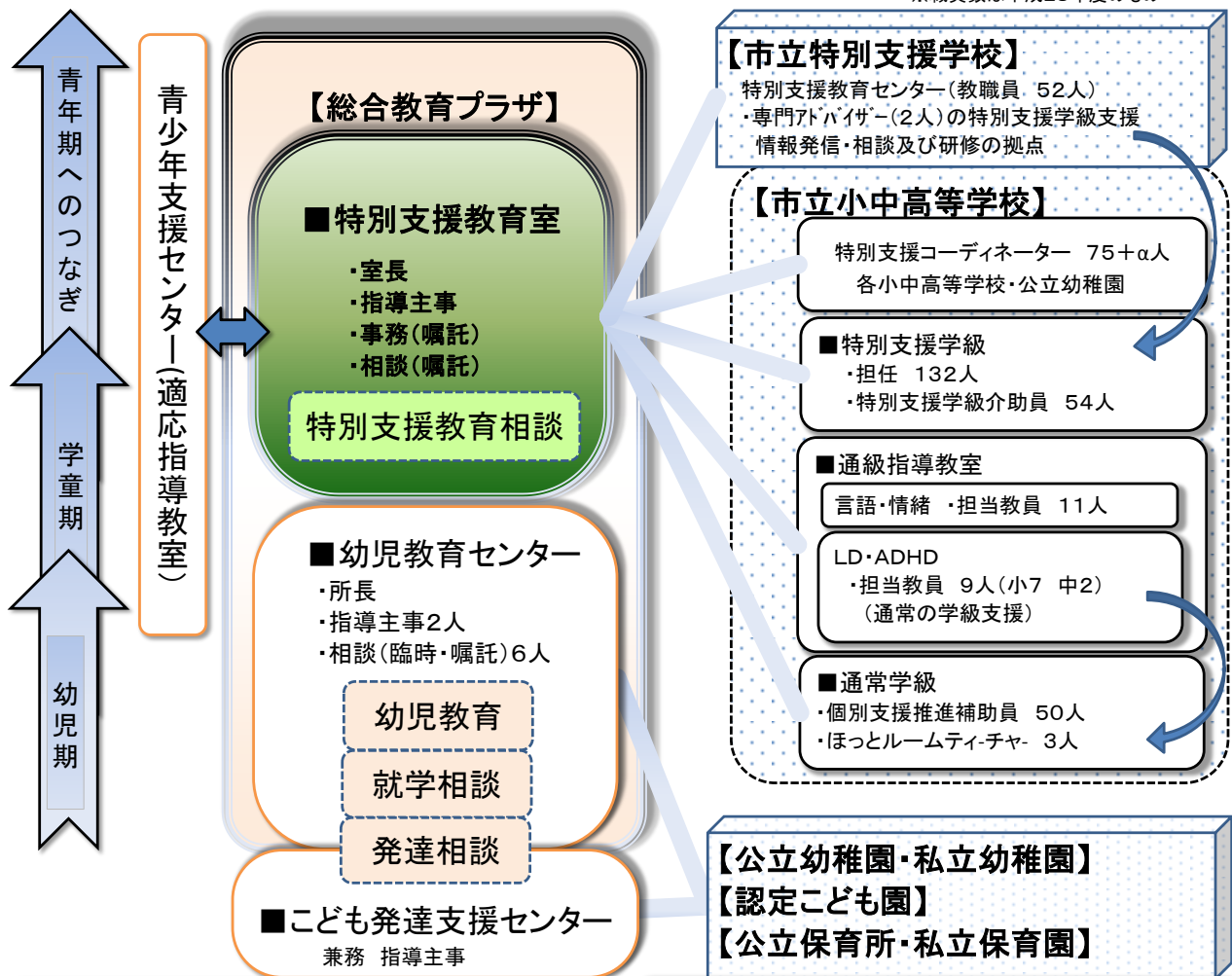
- ・教育支援委員会の開催運営
総合的な判断に基づく特別支援教育の推進

相談・連携

- ・巡回相談の実施
- ・関係機関との連携
個別の教育支援の充実
- ・プラザ相談室の運営
巡回相談や幼児教育センター等との一貫性のある相談・支援

特別支援教育室を中心とした相談支援体制

※職員数は平成28年度のもの



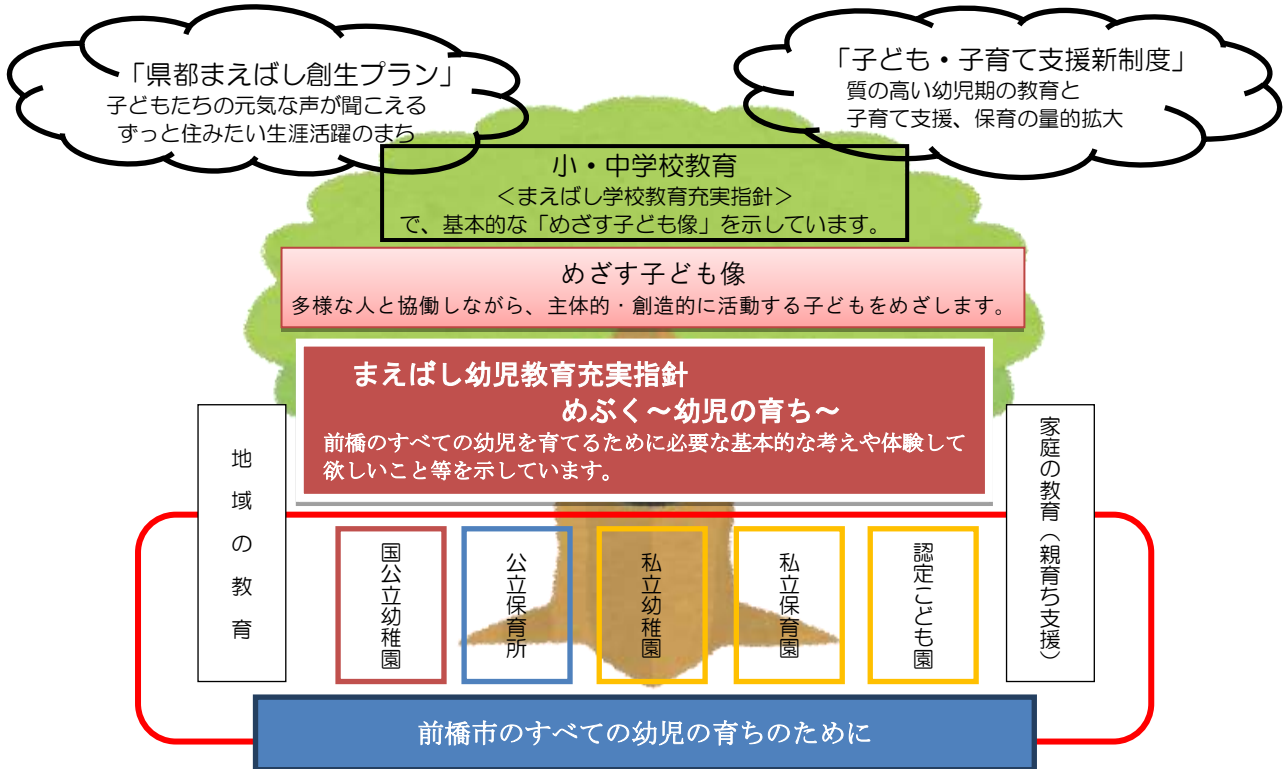
【H28取組実績】

- ・特別支援教育関係業務を一元的に集約したことにより、本市の特別支援教育全体を見渡した取り組みができ、特別支援学級の教育課程や教科等の指導に対する指導助言の充実が図れた。
- ・通級による指導体制の見直しを進めることができた。
- ・障害者差別解消法の学校職員向け対応要領の作成を進めることができた。

【H29取組方針】

- ・平成28年度を取組を継続して推進し、本市の特別支援教育全体を見渡した充実を図る。
- ・障害者差別解消法の教職員向け対応要領の周知と啓発を図る。
- ・前橋特別支援学校の特別支援教育センターの充実を図る。

「幼児期の教育・保育と親育ち」



平成28年度実績

1. 幼児教育充実指針の策定

幼児期に体験させたいことを 外遊び¹、人とかかわる²、自然に触れる³、つくる⁴、食べる⁵ の五つの内容で示すとともに、教職員や保護者が子育てについて話し合う際に活用できるようにした。

2. 幼児教育充実指針の活用

(1) 保護者向けの活用

幼児教育センターの実践園である公立幼稚園において次のような活用を行った。

- ◇ 幼児教育充実指針（試案）を用いた「子育て井戸端会議」の実施
- ◇ 保護者懇談会における園からの説明資料として活用

(2) 教職員向けの活用

公私立園所が実施する現場研修（教職員対象）において次のような活用を行った。

- ◇ 幼児教育アドバイザーによる、具体的な保育事例を取り上げた研修での活用

平成29年度取組方針

すべての園所における保育の向上と親育ち支援の充実に向けた幼児教育充実指針の活用

(1) 教職員が自らの保育を振り返り、自信をもって保育に当たれるようにするために・・・

- ◇ 幼児教育センターが実施する研修会等での幼児教育充実指針の周知と理解
- ◇ 幼児教育アドバイザーを派遣した「現場研修」での活用

(2) 保護者が子育ての楽しさを感じられるようにするために・・・

- ◇ 保護者が子育てについて気軽に話し合える場「子育て井戸端会議」での活用
- ◇ 希望する全ての公私立園所で実施するほか、生涯学習課との連携のもと公民館等で実施
- ◇ 専門的な立場からの意見も聞けるよう幼児教育アドバイザーを派遣

¹いろいろな場所で、十分に体を動かして遊ぶ外遊びを体験させること

²様々な人と触れ合う中で、喜びや悲しみを共にしたり思いのぶつかり合いを乗り越えて仲直りをしたりするなどの体験をさせること

³身近な自然と触れ合い、見たり、触れたり、においをかいだりして感じたことを通して様々なものに興味関心をもつ体験をさせること

⁴遊びや、生活の中でのお手伝いや作業などをし、いろいろな材料や用具を扱う体験をさせること

⁵食べることに興味をもち、家族や友達と楽しく食べる体験をさせること

コミュニティセンターの充実に向けて

前橋市教育委員会 生涯学習課

これまでのコミュニティセンターと地区公民館

コミュニティセンター	地区公民館
<ul style="list-style-type: none"> ○ 社会教育施設ではない ○ 指定管理による管理 <ul style="list-style-type: none"> ・ 管理運営委員会(自治会組織) 非公募/貸し館業務が主体 ・ 指定管理期間 5年間 ((仮称)第一コミセンの開館開始に合わせるため、29年度は1年間) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 社会教育施設・・・社会教育事業の実施 <ol style="list-style-type: none"> 1 地域住民のニーズを踏まえた各種講座の開催 2 今日的課題等の解決に向けた講座の開催 3 学びを身につけた人たちによる知(学び・よろこび)の循環 4 担い手づくりのための仕掛け 5 団体等のネットワークづくりの仕掛け 6 地域情報の発信

前橋市社会教育委員会議・中間報告 (H28.9.13)

コミュニティセンターを社会教育施設として見直す

- 1 社会教育施設としての見直しの必要性(地域コミュニティの衰退等)
- 2 社会教育事業を実施するための必要な改善点
 - (1) 行政の役割(管理体制の充実)
 - (2) 指定管理者の役割(指定管理者の内容の再検討)

- ・ 地域の絆づくり
- ・ 活力ある地域社会の形成
- ・ 地域課題を解決する基盤の形成
- ・ 公民館地区との地域格差の是正

生涯学習課の取組

- 1 地域の拠点を活用した社会教育講座の実施
- 2 担い手づくり支援(人と人と結ぶ、地域の有意な人材を生かした地域づくり)
- 3 地域コミュニティ活性化への支援(地域内の多様な組織のネットワーク化)

管理係	社会教育係
<ol style="list-style-type: none"> 1 施設管理の向上のための施設策 <ol style="list-style-type: none"> ① 市長部局との連携 ② 運営マニュアル(マニュアルの作成) ③ 目標の設定・共有(業務評価書の見直し) ④ 意見交換(課題と実現に向けての対応策の共有) ⑤ 指定管理者の管理運営事項(権限等)の見直し 	<ol style="list-style-type: none"> 1 地域活動の推進 <ol style="list-style-type: none"> ① 地区内の組織との連携に向けた取組 ② 地域の活動拠点、交流の場の拠点化に向けた取組 2 人的環境の整備 <ol style="list-style-type: none"> ① 地域担当専門員との連携 ② 指定管理者に向けた職員等研修講座の開催 ③ 指定管理者支援の強化(コーディネーターの配置)

社会教育施設の役割

中央公民館	地区公民館	コミュニティセンター
<ul style="list-style-type: none"> ○ 公民館機能全体の充実等 1 公民館運営審議会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 公民館のあり方等の検討 2 市民を対象とした社会教育講座 <ul style="list-style-type: none"> ・ 市民講座 ・ 明寿大学 ・ 伝統文化学習事業 等 3 パイロット事業の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ Mキッズサミット 等 4 本庁管内を中心とした社会教育 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地区社会教育拠点機能の充実 1 地区を中心とした社会教育 <ul style="list-style-type: none"> ・ 子育て支援体制・講座等の充実 ・ 地域課題の共有 ・ 課題対応のための学習講座 等 2 地域をつなぐ社会教育 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域団体との連携 ・ 地域行事への連携・支援 ・ 地域づくり事業への連携・支援 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域拠点実現に向けての取組 1 制度の意義の理解・浸透 <ul style="list-style-type: none"> ・ 意見交換、情報共有→意識変革 ・ 仕様書への組み込み 2 地域拠点となるための取組 <ul style="list-style-type: none"> ・ 社会教育係によるコーディネート機能(支援機能、研修等)による取組開始 ・ 地域担当専門員、地域の団体、生涯学習奨励員などとの連携強化